平成２２年（フ）第９１号
横浜市南区永楽町１丁目15番地　第２永尾寿ビル401号
債務者　伊藤　博行
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１１号
横浜市鶴見区矢向６丁目２番５号　横島荘
債務者　松本　芳郎
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９３号
横浜市緑区東本郷５丁目20番13号
債務者　成田真理子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３７号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン14―５号棟401号
債務者　宮口　　望
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５７号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目21番17号
債務者　堀江　一雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６４号
横浜市南区白妙町４丁目53番地
債務者　原田ゆきこ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６５号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台13番３―202号
債務者　須藤　裕之
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８１号
横浜市南区六ツ川１丁目248番地の16
債務者　西澤　トメ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８５号
横浜市港南区上大岡東２丁目32番19号　ハイツ森川101
債務者　白土　リエ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２号
相模原市南区磯部372番地６
債務者　松下　茂子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１３３号
相模原市中央区相生２丁目４番５号　アイハイツ201
債務者　星野　　紹
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１３４号
相模原市中央区上溝3189番地３　上溝ハイツ103
債務者　黒田　　透
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４６号
神奈川県座間市相模が丘５丁目46番14号　みゆき荘105号
債務者　吉田　伸一
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５９号
相模原市南区東大沼２丁目６番２号
債務者　古谷　繁幸
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６０号
相模原市南区東大沼２丁目６番２号
債務者　古谷　隆子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６７号
相模原市中央区矢部２丁目２番１―605号
債務者　早乙女　敦
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部